

西宮市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市下水道条例（昭和34年 条例第9号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の設置および維持管理等に関し必要な事項を定め、適切な維持管理を確保することによって、公共下水道の保全並びに環境衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に定める用語の定義は次の各号に定める。

- (1) ディスポーザ部 生ゴミを破砕する部位。
- (2) 排水配管部 生ごみをディスポーザ部により破砕した排水（以下、「ディスポーザ排水」という。）と台所排水又は厨房排水を搬送する部位。
- (3) 排水処理部 破砕された生ゴミと台所排水又は厨房排水を併せて処理し、汚濁負荷を低減するとともに生ごみ又は汚泥を貯留する部位。
- (4) ディスポーザ排水処理システム ディスポーザ部、排水配管部及び排水処理部の3つの部位から構成され、ディスポーザ排水と台所排水又は厨房排水を有効に搬送し、これらの排水を併せて排水処理部で処理するシステムをいう。
- (5) 認証製品 公益社団法人 日本下水道協会（以下、「下水道協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月）（以下、「平成25年基準（案）」という。）により認証を受けた製品をいう。
- (6) 旧基準製品等 旧建築基準法第38条に基づく建設大臣認定を受けた製品並びに下水道協会が作成した平成25年基準（案）以前の基準に適合する評価を受けた製品をいう。
- (7) 申請者 認証製品について、条例第14条の承認を受ける者をいう。
- (8) 使用者 システムの維持管理に最終的に責任を負う者で次に掲げる者をいう。
 - ア 独立建築物の所有者または借借人
 - イ 賃借の集合建築物の所有者
 - ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表
 - エ 前各号に掲げるもののほか西宮市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認める者
- (9) メーカー システムについて下水道協会の定める平成25年基準（案）による製品認証を受けた者をいう。

(システム設置の届出)

第3条 システムを設置する場合、申請者はディスポーザ排水処理システム設置届に必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(設置の基準)

- 第4条 管理者が下水道法（昭和33年 法律第79号）第10条に適合する排水設備として承認を行うシステムは、認証製品のうち、管理者が設置を認めたものとする。
- 2 前項において、既に当該システムに係る計画の確認及び工事の検査を受け設置したものの並びに平成27年3月31日までに当該システムに係る計画の確認がなされる場合においては、旧基準製品等のうち管理者が承認したものはこの限りではない。
- 3 管理者は、前項の規定に適合し、前条による届出があった場合は、条例第14条第1項の承認を与えるものとする。

（適切な維持管理に関する遵守事項）

- 第5条 管理者はシステムの適切な維持管理を確保するため、申請者、または使用者に対し、次の各号に定める事項の遵守を求めるものとする。
- (1) 当該システムの維持管理について、維持管理者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (2) 当該システムの維持管理に関する資料は5年間保管すること。
- (3) 前号の維持管理に関する資料の内、水質検査の実施時期、回数、およびその結果の報告時期については市の指示に従うこと。
- (4) 管理者がシステムの維持管理が適正に行われていることを確認するため、前2号の資料の提出を求めたときは、速やかに提出すること。
- (5) システムから発生する汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき処理すること。
- (6) 当該システムの適切な維持管理を確保するため、管理者が必要であると認める場合には、立入検査等の措置に応じること。
- (7) その他管理者の維持管理に関する指導に協力すること。

（しゅん工検査）

- 第6条 申請者は、申請物件を設置した後速やかに管理者に届け出て、条例第14条に基づくしゅん工検査を受けなければならない。

（地位の承継）

- 第7条 当該システムの利用者に変更が生じたときは、変更後の使用者が当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継する。
- 2 新たな使用者は変更内容を遅滞無く管理者に届け出なければならない。

（メーカーに対する指導）

- 第8条 管理者はメーカーに対し必要があると認める場合には次に掲げる事項を指導する。
- (1) システムの販売に当り、申請者または利用者に対して、当該システムの維持管理については専門の維持管理者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (2) 申請者または利用者に対して、管理者の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (3) その他管理者が行う維持管理に関する指導に協力すること。

（改善命令及び使用停止命令）

- 第9条 管理者は、当該システムの維持管理の状況により、公共下水道への排除が公共

下水道を損傷し若しくは機能を阻害するおそれがあるとき、または公共下水道の管理上必要があると認めるときは、条例第18条に基づき、当該システムの申請者または使用者に対し、排除の停止若しくは当該システムの改善の命令を行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は平成26年4月1日より施行する。
- 2 西宮市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱（平成25年4月1日施行）は廃止する。
- 3 旧西宮市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱に基づき設置したディスポーザ排水処理システムは、この要綱に基づき設置したディスポーザ排水処理システムとみなす。